

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

(変 更 事 項)

2020年3月27日

四国電力株式会社



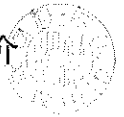
2020年3月27日

吸収分割に係る事前開示事項（変更事項）

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介



当社は、2019年4月26日付で当社の完全子会社である四国電力送配電株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社が一般送配電事業等に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

このたび、会社法施行規則第183条第6号に定める事項に変更が生じたので、同条第7号の規定により、2019年6月4日付「吸収分割に係る事前開示事項」のうち、6(2)「本件吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み」を、下記のとおり変更いたします（下線は変更箇所を示します。）。

記

6. 本件吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(2) 本件吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の成立の日である2019年4月1日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ1,000万円および0円です。

本件吸収分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産および負債の額は、それぞれ4,545億円および303億円です。

吸収分割承継会社の2019年4月1日から現在に至るまでの資産および負債の額に生じた変動ならびに今後本件吸収分割の効力発生日までに予測される吸収分割承継会社の資産および負債の額の変動を考慮しても、本

件吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されておりません。

なお、上記6 (1) に記載のとおり、当社の既存の社債に係る社債権者の権利を保護するため、吸収分割承継会社が本件吸収分割の効力発生日と同日に、当社に対して社債を発行することなどを予定しておりますが、これによる負債の額の増加（現時点においては、3,850億円を見込んでおります。）を考慮しても、吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点ならびに吸収分割承継会社の収益状況およびキャッシュ・フロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以 上

以上は原本である。

2020年 3月 27日

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介



